## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月28日

支出負担行為担当官

関東財務局総務部次長 櫻井 雅和

- ◎ 調達機関番号 015 ◎ 所在地番号 11
- 1 事業概要
  - (1) 品目分類番号 41、42
  - (2) 事業名 公務員宿舎桐ケ丘住宅 (仮称) 整備事業
  - (3) 事業場所 東京都北区桐ケ丘1-132
  - (4) 事業内容 PFI方式による公務員宿舎の設計、建設及び維持管理事業
  - (5) 事業期間 契約締結日から令和 17年9月末まで
- 2 競争に参加する者に必要な資格
  - (1) 入札参加者の構成等
    - イ 入札参加者は、複数の者で構成される グループ (以下「入札参加グループ」と いう。) とする。
    - ロ 入札参加者は、入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うととも

に、国との対応窓口となること。

ハ 落札者は、原則として特別目的会社を 設立することとする。特別目的会社を設 立する場合、代表企業及び建設業務を行 う者は、必ず出資を行う必要がある。そ の他の者へは、特別目的会社への出資は 義務づけていない。

なお、入札参加グループが特別目的会社を設立しない提案を行う場合は、下記「(3)-~」に定める要件を満たすこと。

(2) 入札参加者の参加要件

入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

- イ 財務省関東財務局の所属担当官と締結 した契約に関し、入れの落れるとなりな が実施した入れの落れるを拒な がら、正当なけるくり東約局の なりして対象省関東財務局の、終 に関して正又は不誠実な行為をしる に関して正てあると認めれる。
- ロ 予算決算及び会計令(昭和 22 年 勅 令 第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由

がある場合に該当する。

- ハ 予決 令 第 71 条 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。
- ニ 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- 関東財務局が本事業について ホ 財 務省 ザリー業務を委託した アドバイ 本 日 工 空間株式会社並びに日本 工営 都 式会社が本アドバイザ IJ  $\overline{\phantom{a}}$ 業 務 に 7 提携 関 係にある鈴木法律事務所及 ノワ山田会計事務所又はこれら Ľ の者 資 本 面 若 しくは人事面において関連が ある者でないこと。
  - (注) 「資本面において関連がある 者」とは、当該会社の総株主の議 決権の100分の50を超える議決 権を有し、又はその出資の総額の 100分の50を超える出資を行って いる会社をいい、「人事面におい て関連がある者」とは、当該会社 の代表権を有している役員を兼ね ている場合の会社をいう(ト及び (3))において同じ)。
- へ 入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。

- ト 入札説明書において定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- チP F I 法 第 9 条 の 欠 格 事 由 に 該 当 す る者 で な い こ と 。
- (3) 入札参加者の資格等要件

入札参加グループの構成員のうち設計、 建設、工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれイ並びに各業務に応じ口、ハ、ニ又はホの要件を満たすことが加えて、入札参加グループが特別目的会社を設立しない提案を行う場合は、へを満たすこと。

なお、ロ、ハ、ニ及びホのうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。

また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

イ 会社更生法(平成 14年法律第 154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第 2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27年法律第

172号)に基づく更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は民事再生法(平成 11年法律第 225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生活開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされたほにおいて競争参加資格の再認定を受けている者であること。

ロ 設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。

- A . 令和 7 ・ 8 年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。
- B . 次の(A)から(C)に該当する建築物の設計実績が過去 10年間(平成27年度以降)においてあること(一つの建物で(A)から(C)の条件を満たす必要がある)。
  - ( A ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋 コンクリート造又は鉄骨造である

こと。

- ( B ) 建築基準法別表第一(い)欄 (二)項に掲げる用途に供するも のであること。
- (C) 地階を除く階数が7以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。
- ハ 建設に当たる者は3者までとし、次の 要件を満たすこと。
  - A . 1 者 の 場 合 は 、 令 和 7 ・ 8 年 度 財 務 省 関 東 地 区 競 争 参 加 資 格 審査において 業種区分が「建築一式工事」  $\mathcal{O} \quad [A]$ 等 級 に 格 付 け さ れ て い る 者 ( 経 常 建 設 共同企業体及び事業協同組合を含 む。) であること。 2 者以上の場合 は、同業種区分が「建築一式工事」  $\lceil A \rfloor$ 等級又は「B」等級に格付け さ れている者 (内1 者は  $\lceil A \rfloor$ 等級に格 付けされている者)であること。
  - B . 提案内容に対応する建設業法(昭和 24年法律第 100号)の許可業種につ き許可を有してから営業年数が 3 年以 上ある者であること。
  - C. 提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

- D. 1 者の場合の当該者並びに2 者以上 の場合の内1者は、過去10年間(平 27年度以降)に、その全部の引渡 しを行った建築物で、次の(A)から 当する Cに該 建築物の建築一式工 を 請けと して施工した実績を有す 元 ること (一つの建 物 で ( A ) カュ 5 ( C ) の 条 件 を 満 た す 必 要 が あ る )。 者以上の場合の内1者を除くほか の者については、 過去 10年間(平成 27年度以降)に、その全部の引渡し を行った建築 物 で 、 次 の ( A ) 及び ( D ) に該当 する建築物の建築一式工 事を 元請けと して施工した実績 を有す るこ لح ( 一 つ の 建 物 で ( A ) 及 び (D) の条件を満たす必要がある)。 なお、 共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率20%以上のものに
  - (A) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること。

限る。

- (B) 建築基準法別表第一(い) 欄 (二) 項に掲げる用途に供するも のであること。
- ( C ) 地階を除く階数が7以上かつ延 べ面積が1,500㎡以上であるこ

٤ .

- (D) 地階を除く階数が5以上であること。
- 二 工事監理に当たる者は1者とし、次の要件を満たすこと。
  - A . 令和 7 ・8 年度 財務省関東地区競争 が が が な 加資格審査において、業種区分が 「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。
  - B. 過去 10年間 (平成 27年度以降)
    に、その全部の引渡しを行った建築物で、次の(A)から(C)に該当する建築物の工事監理実績があること(一つの建物で(A)から(C)の条件を満たす必要がある)。
    - (A) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること。
    - (B) 建築基準法別表第一(い) 欄 (二) 項に掲げる用途に供するも のであること。
    - ( C ) 地階を除く階数が7以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。
- ホ 維持管理に当たる者は1 者とし、次の 要件を満たすこと。
  - A . 令和 7 · 8 · 9 年度財務省競争参加

格(全省庁統一資格)において、 区分 「 役 務 の 提 供 等 ( 建 物 管 理 等 が 理 )」で「 A 」 又 は 「 B 」 種 保 守 管 付けされ、 関東 甲 信 に 格 越 地 域 競 争 参 加 資 格 を有す る 者 で あ 0 責 任 7 履行 す る \_ と が で る を もっ き 該 競 者 又 は、 当 争 参 加 資 格 を 有 7 いない \$ 0 0 入札書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 ま で 競 格審 査を受 参 加 資 け、 競 争 加 格 者 簿に登録された 者 で あ 名 0 7 って履行することができ 責任 を ŧ る 者 であ る こと。

- 度 以降) 渦 去 3 年 間 ( 令 和 4 年 にお В لح いて、 本 事 業における設 置予定宿 舎 (戸数) 等 以 上の規模 の住宅の 持 理 業務実績を1年以上有する者であ る こと。
- へ 入札参加グループが特別目的会社を設立しない提案を行う場合は、全ての構成員がA~Cを満たすこと。
  - A. 直近期が債務超過でないこと。
  - B . 経常収支が3期連続で赤字でないこと。
- C . 3 期 以 上 の 決 算 を 迎 え て い る こ と 。
- 3 入札手続等
  - (1) 担 当 部 局

財務省 関東財務局 管財第1部(第1)

統括国有財産管理官

330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都 1 - 1

いたま新都心合同庁舎1号館18階 話 048-600-1207(ダイヤルイン)

- 入札説明書等の交付期間及び場所
- 令和7年7月28日(月)~令和 イ 期間 7 年 9 月 2 4 日 ( 水 ) (た だ し 、 土 曜 日 、 曜日及び祝休日を除く。) 9時から 17 時まで
  - 場所 上 記 3 (1) に 同 じ。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
  - 令和7年8月20日(水)13時 イ 日 時 00分から
  - 埼玉県さいたま市中央区新都心 場所 1 - 1

さいたま新都心合同庁舎1号館 18階 会議室

(出席者は入札説明書を持参のこと)

- (4) 入札参加表明書及び入札参加資格審査申 請書の提出期間、提出場所及び提出方 期間 令 和 7 年 9 月 24 日 (水 ) ~ 令 和 7 10月1日(水)9時から17時まで
  - 場所 上 記 3 (1)に 同 じ 口
  - 持参すること。 方 法
- 入札提出書類の提出期間、提出場所及び 提出方法

- イ 期間 令和7年11月7日(金)~令和7年11月14日(金)9時から17時までただし、郵送の場合は令和7年11月13日(木)まで(必着)
- ロ 場所 上記3(1)に同じ
- ハ 方法 持参又は郵送(「簡易書留郵便」 又は「書留郵便小包」とする。)するこ と。
- (6) 開札の日時及び場所
  - イ 日 時 令 和 7 年 11 月 18 日 (火 )11 時 00分
  - ロ 場所 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館 18階 会議室

- 4 その他
  - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 契約条項を示す場所 上記3(1)に同じ。
  - (3) 入札保証金及び契約保証金
    - イ 入札保証金 免除。
    - ロ 契約保証金 免除。ただし、落札者が設立した特別目的会社(又は特別目的会社を設立しない場合は落札者のうち然るべき者(以下同じ。))は、設計及び建む工事の履行を確保するため、設計及び建

設に係る対価から支払利息相当額を除い 1/10 以上の金額について、国を  $\mathcal{O}$ 被保 者 と す る 履 行 保 証 保 険 契 約 を 締 結 険 計に当たる 又 は 設 者 工事 監 に 当た る 者 及び 建 設 に る 者の 全 部 又 は一 当 該 特 別 目 的会 社 を 部の 者 に、 被 保 険 者 るこ とす る履行保証保険契約を締 結 さ せ

保険契約において、 玉 被 を 該 場 合には 当 保 契 約 締 結 険 後 谏 B カュ にその保険 証 券 を 玉 に 提 出 し、 特 別 険 者 場 的 会 社 を 被 保 لح L た 合 には 当 該 特 別 目 的会社の負担に ょ り そ  $\mathcal{O}$ 保 険 金 請 権に事業 契 約 求 書 案 定め る 違 に 約 金 支 払 を被担保 لح す 質 債 務 債 務 る 権 を 玉  $\mathcal{O}$ ために設定し、保険証券を国に 提 出 する こと。

履行保証保険の有効期間は、設計・建設工事期間とする。

## (4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札参加表明書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## (5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成さ

れた 予 定 価格の 制限の範囲内であり、入 明 指 定 す 性 能 等 要 求 要 件  $\mathcal{O}$ う 等 で る  $\mathcal{O}$ れた 必 5 須 کے さ 項 を 全て満 た L てい 提 目 た 入札 者 5 入札 説 の中 カュ 明 で る 総 合評価の方法をも 2 て落 札者 決 定 す る

- (6) 手続における交渉の有無無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 照会等に用いる言語 日本語に限る。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

 $2 (3) \square - A . , 2 (3) \land - A . ,$ 上 記 (3)及び2(3)ホ-A. に掲げる格付等 という。) 以 下 「競争参加資格」 の認 定 受 ていない者であっても、 当 け 該 競 格  $\mathcal{O}$ 認 定 を 受け、 かつ、 入 札 参 加 明 等  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 ま でに入札参 加 資 格  $\mathcal{O}$ 認 受 るこ とにより、入札に参加する と け ができる。

- (10) 詳細は入札説明書等による。
- 5 Summary
  - (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: SAKURAI Masakazu

Deputy Director of General Affairs

Department, Kanto Local Finance Bureau

(2) Classification of the services to be

procured: 41, 42

- (3) Subject matter of the contract: PFI-based design, construction and operation of the Government official housing
  - (Kirigaoka-jyutaku(provisional name))(BTO-scheme)
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00P.M. October 1, 2025
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 5:00P.M. November 14, 2025 (Tenders submitted by mail: 5:00P.M. November 13, 2025)
- (6) Contact point for tender documentation: (First Division) Supervisory Officer for National property management,
  Kanto Local Finance Bureau, Ministry of Finance, 1-1, Shintoshin, Chuo-ku,
  Saitama-city, Saitama, Japan, TEL:048-600-1207
- (7) Languages for making inquiries:
  Japanese